官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○公益信託に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（経済産業一九）　一
〔法規的告示〕
○令和八年度技術士第一次試験の実施場所を定める件（文部科学五七）　二
○輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素の一部を改正する件（経済産業二五）　二
〔その他告示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁九）　二
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（デジタル庁・法務三）　五
○登録証明機関の技術基準適合証明の業務の休止に関する件（総務九四）　五
○補償金管理業務規程の認可の件（文化庁一一）　五
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産四二七）　六
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛七五～七七）　七
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同七八～八〇）　七
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同八一、八二）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（同八三～八五）　八
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき、厚木飛行場に係る第一種区域等について、指定及び指定の解除をした件（同八六）　九
〔国会事項〕
内閣　公正取引委員会　厚生労働省　最高裁判所　九
〔人事異動〕
官庁　九
〔官庁報告〕
除籍が滅失した件（法務省告示配五四）　一〇
〔公　告〕
官庁　諸事項　一〇
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等　企業年金基金変更関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○経済産業省令第十九号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）及び公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第二百三十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、公益信託に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日　経済産業大臣　赤澤　亮正

公益信託に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止）

第一条　経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和六十年通商産業省令第十一号）は、廃止する。

（鉱業登録令施行規則の一部改正）

第二条　鉱業登録令施行規則（昭和二十六年通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「または第七十九条第二項」を「又は第七十八条第二項」に改める。

第五十二条中「第七十八条」を「第七十七条」に改める。

（特許法施行規則等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号」に改める。

一　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第二十六条第一項第七号

二　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十二条の三第一項第七号

三　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条の三第一項第七号

（特許登録令施行規則の一部改正）

第四条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第十一項中「第六十八条第二項」を「第六十七条第二項」に改める。

第六十条第二項中「または」を「又は」に、「第六十八条第二項」を「第六十七条第二項」に、「および」を「及び」に改める。

（回路配置利用権等の登録に関する省令の一部改正）

第五条　回路配置利用権等の登録に関する省令（昭和六十年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項及び第三十一条第三項中「第六十五条第二項」を「第六十四条第二項」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の六十九の項中「又は第六十四条から第六十六条まで」を「、第六十四条又は第六十五条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和六十年通商産業省令第十一号）の項を削る。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3　前項の規定による改正前の経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の規定は、公益信託に関する法律附則第二条第二項の規定によりなお従前の例により旧法公益信託（同項に規定する旧法公益信託をいう。）の業務の監督が行われる間は、なおその効力を有する。

法規的告示

○文部科学省告示第五十七号

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第四条の規定に基づき、文部科学大臣の指定する技術士第一次試験の実施場所を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

令和八年度における技術士法施行規則第四条に規定する文部科学大臣の指定する技術士第一次試験の実施場所は、岩手県、静岡県、兵庫県、愛媛県及び鹿児島県とする。

○経済産業省告示第二十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二一の二の項の規定に基づき、平成十七年経済産業省告示第三百三十四号（輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素は、密封された特定放射性同位元素（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第三項に規定する特定放射性同位元素をいう。以下同じ。）であって、一の放射性輸送物（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物をいう。）に含まれている当該特定放射性同位元素の数量が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める数量以上のものとする。 一　特定放射性同位元素の種類が一種類の場合　特定放射性同位元素の数量を定める告示（平成三十年原子力規制委員会告示第十号）別表第一の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量に十を乗じて得た数量 二　特定放射性同位元素の種類が二種類以上の場合　特定放射性同位元素の数量を定める告示別表第一の第一欄に掲げる種類ごとの特定放射性同位元素の数量をそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量で除して得た値の和が十となるようなそれらの数量	輸出貿易管理令別表第二の二一の二の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める放射性同位元素は、次の各号に定めるものとする。 一　数量が三百ギガベクレル以上のもの（密封されたものに限る。） 二　数量が百ギガベクレル以上三百ギガベクレル未満のものであって、次のいずれかに装備されているもの イ　透過写真撮影用ガンマ線照射装置 ロ　近接照射治療装置

附　則

この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

その他告示

○金融庁告示第九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十五日

金融庁長官　伊藤　豊

一
銀行代理業者名　阿部きょうこ
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道寿都郡寿都町字歌棄町美谷百五十六―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二
銀行代理業者名　鈴木みどり
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道浦河郡浦河町東町ちのみ一―一―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

三
銀行代理業者名　吉田　悦子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県気仙沼市田尻沢六十七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

四
銀行代理業者名　山下　昭子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県宮城郡松島町手樽字早川東二十七―五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

五
銀行代理業者名　加藤　典子
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県秋田市飯島道東一―十三―十八
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

六
銀行代理業者名　菅野ふくみ
主たる営業所又は事務所の所在地　福島県伊達郡川俣町大字小島字風呂ヶ前十一―三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

七
銀行代理業者名　岡部富與子
主たる営業所又は事務所の所在地　埼玉県熊谷市上中条二千二番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

八
銀行代理業者名　中丸　郁恵
主たる営業所又は事務所の所在地　埼玉県行田市大字南河原二千五百三十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

九
銀行代理業者名　髙橋しづ子
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県新潟市江南区江口三千三百九十二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十
銀行代理業者名　石田　セツ
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県妙高市大字下平丸二千七百八十一―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十一　銀行代理業者名　八幡サカヱ
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県胎内市高畑二千三百三―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十二　銀行代理業者名　石川志穂子
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県胎内市若松町十一―二十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十三　銀行代理業者名　針木　悦子
主たる営業所又は事務所の所在地　石川県金沢市四十万町北カ百十九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十四　銀行代理業者名　谷口　新一
主たる営業所又は事務所の所在地　福井県越前市矢放町第二十一―三十四―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十五　銀行代理業者名　中條　律子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県長野市徳間一―十七―二十五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十六　銀行代理業者名　岩垂由紀子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県松本市大字島立千八百八十九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十七　銀行代理業者名　青木　恭子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県須坂市大字豊丘六百五―三十八
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十八　銀行代理業者名　小林　敏行
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県佐久市新子田三百八十六―三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

十九　銀行代理業者名　笠井　純子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県千曲市大字戸倉二千百十七―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二十　銀行代理業者名　楢原　豊子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県東御市加沢千十一―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二十一　銀行代理業者名　岩瀬　一郎
主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県安城市城ヶ入町新井七十一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二十二　銀行代理業者名　中尾　道雄
主たる営業所又は事務所の所在地　鳥取県鳥取市吉成六百三十九―十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二十三　銀行代理業者名　有田　敦子
主たる営業所又は事務所の所在地　鳥取県鳥取市河原町北村二百五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二十四　銀行代理業者名　竹林　和美
主たる営業所又は事務所の所在地　鳥取県境港市三軒屋町四千四百二十三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二十五　銀行代理業者名　西尾くに子
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県出雲市東郷町二百六十八―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二十六　銀行代理業者名　竹橋　裕子
主たる営業所又は事務所の所在地　徳島県三好市東祖谷菅生三百二十二―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二十七　銀行代理業者名　大谷　和子
主たる営業所又は事務所の所在地　徳島県三好郡東みよし町昼間三千六十九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二十八　銀行代理業者名　梶原　禮子
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県香美市香北町猪野々六百十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

二十九　銀行代理業者名　田中　勲司
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県柳川市三橋町柳河千四十―十七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

三十　銀行代理業者名　今永登志夫
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県宮若市山口二千五百六十―四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

三十一　銀行代理業者名　上川千恵美
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県五島市玉之浦町幾久山四百三十―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

三十二　銀行代理業者名　本村ひろみ
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県南島原市西有家町見岳八百九番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

三十三　銀行代理業者名　加藤シゲ子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市花尾町百六十八
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

三十四　銀行代理業者名　伊地知厚仁
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県曽於市大隅町境木町三十五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

三十五　銀行代理業者名　藏元　米子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県霧島市国分下井三千三百四十六―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

三十六　銀行代理業者名　別府　貢
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県南九州市頴娃町上別府千五百八十五―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月一日

三十七　銀行代理業者名　宮本　武剛
主たる営業所又は事務所の所在地　茨城県土浦市白鳥町字八町分千九十六―三十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月七日

三十八　銀行代理業者名　下青木健司
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県尾道市御調町大山田宮ノ前千百五十七―六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月七日

三十九　許可番号　北陸財務局長（銀代）第二十一号
銀行代理業者名　梅田　光世
主たる営業所又は事務所の所在地　福井県越前市安養寺町八十六字上鶴野二十三―一
許可年月日　平成二十一年九月十四日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月二十五日

四十　許可番号　北海道財務局長（銀代）第二十八号
銀行代理業者名　白田壽美江
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道標津郡中標津町字武佐十六線八十五
許可年月日　平成二十二年五月六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十月三十一日

四十一　銀行代理業者名　生駒　明子
主たる営業所又は事務所の所在地　和歌山県和歌山市木ノ本五百五十七―六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月一日
四十二　許可番号　福岡財務支局長（銀代）第八十号
銀行代理業者名　澁田　和葉
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県筑後市大字馬間田千七十五―一
許可年月日　平成二十六年七月二十八日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月一日
四十三　銀行代理業者名　川口美都子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道網走郡津別町活汲二百九十六―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月四日
四十四　銀行代理業者名　小林佐千子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県長野市大字稲葉二千七百六十四―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月四日
四十五　許可番号　関東財務局長（銀代）第二百十五号
銀行代理業者名　齊藤　浩昭
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県諏訪郡下諏訪町社六千六百十八番地五
許可年月日　平成二十五年六月二十日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月四日
四十六　許可番号　近畿財務局長（銀代）第五十七号
銀行代理業者名　赤根　朋代
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県南あわじ市神代地頭方千五百三十八―一
許可年月日　平成二十二年十一月三十日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月四日
四十七　銀行代理業者名　松尾　勝藏
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県諫早市多良見町木床千五百五十九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月四日

四十八　許可番号　九州財務局長（銀代）第二百三十九号
銀行代理業者名　中嶋芳奈美
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県玉名郡和水町焼米三百五十九―四
許可年月日　平成二十七年六月十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月四日
四十九　銀行代理業者名　高原　礼子
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県佐伯市大字稲垣四百四十九
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月四日
五十　許可番号　九州財務局長（銀代）第五十七号
銀行代理業者名　渡辺ヱイ子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県大島郡瀬戸内町大字嘉鉄百八―三
許可年月日　平成二十年十月十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月四日
五十一　許可番号　沖縄総合事務局長（銀代）第九号
銀行代理業者名　宮城　光
主たる営業所又は事務所の所在地　沖縄県うるま市川崎九十九―一みねアパート百一
許可年月日　平成二十六年二月十九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月四日
五十二　許可番号　関東財務局長（銀代）第八十六号
銀行代理業者名　古田　欣司
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県那須塩原市鍋掛千八十九―四十三
許可年月日　平成二十一年十一月二十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月二十二日
五十三　銀行代理業者名　佐々木文子
主たる営業所又は事務所の所在地　青森県つがる市稲垣町千年亀菊百八―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月二十九日

五十四　許可番号　関東財務局長（銀代）第百十九号
銀行代理業者名　鵜野　一浩
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県鹿沼市北半田八百八十―十三
許可年月日　平成二十二年六月二日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月二十九日
五十五　許可番号　関東財務局長（銀代）第百八号
銀行代理業者名　山野　文男
主たる営業所又は事務所の所在地　群馬県吾妻郡東吾妻町大字須賀尾千二百八―一
許可年月日　平成二十二年四月十九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月二十九日
五十六　許可番号　関東財務局長（銀代）第三百四十九号
銀行代理業者名　中嶋奈保子
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県妙高市大字田切九百四十八番地
許可年月日　平成三十一年一月十七日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月二十九日
五十七　銀行代理業者名　天埜　裕子
主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県田原市若見町権亟地九十七―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月二十九日
五十八　許可番号　四国財務局長（銀代）第六号
銀行代理業者名　小林　滿
主たる営業所又は事務所の所在地　愛媛県松山市津和地五百五十七
許可年月日　平成二十年六月二十七日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月二十九日
五十九　銀行代理業者名　片岡由美子
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県吾川郡仁淀川町寺村千六百九十二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月二十九日

六十　銀行代理業者名　中浦　徹
主たる営業所又は事務所の所在地　大分県大分市大字宮河内字浄土寺三千七百六十九―二百九十五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十一月二十九日
六十一　許可番号　関東財務局長（銀代）第四百七十九号
銀行代理業者名　株式会社ライブドア
主たる営業所又は事務所の所在地　東京都港区東新橋一―九―一
許可年月日　令和六年二月二十一日
所属銀行の商号　住信ＳＢＩネット銀行株式会社
失効年月日　令和七年十一月三十日
六十二　銀行代理業者名　舘上　敏一
主たる営業所又は事務所の所在地　千葉県市原市宿百七十四―十二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月一日
六十三　許可番号　関東財務局長（銀代）第五十六号
銀行代理業者名　松倉　葉子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県長野市西三才二千三百三十三番地一
許可年月日　平成二十一年三月二十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月一日
六十四　許可番号　東海財務局長（銀代）第七十五号
銀行代理業者名　森島　昇
主たる営業所又は事務所の所在地　静岡県静岡市清水区梅ヶ谷二百四十五番地一
許可年月日　平成二十三年五月十日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月一日
六十五　許可番号　関東財務局長（銀代）第百二十五号
銀行代理業者名　山口　良一
主たる営業所又は事務所の所在地　茨城県かすみがうら市加茂百八十七
許可年月日　平成二十二年九月十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月十日

六十六　銀行代理業者名　谷口　洋美
主たる営業所又は事務所の所在地　山口県美祢市大嶺町奥分八百八十二番地の一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月十三日
六十七　許可番号　四国財務局長（銀代）第六十三号
銀行代理業者名　川西　幸代
主たる営業所又は事務所の所在地　徳島県三好市池田町大利大西七番五
許可年月日　平成二十五年二月二十二日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月二十日
六十八　銀行代理業者名　長谷川加代子
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県安芸郡芸西村西分甲二千七百二十八―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月二十日
六十九　許可番号　東北財務局長（銀代）第二百二十六号
銀行代理業者名　湊　志津子
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県潟上市天王大崎字上沖中谷地三十一番地
許可年月日　平成二十八年五月十一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月二十一日
七十　銀行代理業者名　中村　利子
主たる営業所又は事務所の所在地　石川県金沢市南新保町リ三―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月二十六日

○デジタル庁・法務省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、令和八年三月五日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

令和八年三月二十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
法務大臣　平口　洋

1　認定認証業務の名称　e-Probatio PSAサービス
2　認定認証業務を行う者の名称　ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
3　認定認証業務を行う者の住所　大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

七十一　銀行代理業者名　鈴木　順子
主たる営業所又は事務所の所在地　青森県上北郡野辺地町字上小中野三十九―十五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月二十七日
七十二　許可番号　関東財務局長（銀代）第二百四十号
銀行代理業者名　北川　浩子
主たる営業所又は事務所の所在地　神奈川県横浜市金沢区富岡西一丁目三十四番三十四号
許可年月日　平成二十五年十二月二十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月三十日
七十三　銀行代理業者名　中村真理子
主たる営業所又は事務所の所在地　鳥取県鳥取市吉成三―十二―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月三十日
七十四　銀行代理業者名　山本　伸子
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県廿日市市上平良百十番地九フォーブル谷峰百一号
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月三十日
七十五　銀行代理業者名　加藤　泰子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道足寄郡足寄町南六条一―三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和七年十二月三十一日

○総務省告示第九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の十六第一項の規定に基づき、次の登録証明機関から業務の休止の届出があったので、同法第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の十六第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

一　登録証明機関の名称及び住所
株式会社コスモス・コーポレイション
三重県松阪市桂瀬町七一八番地一
二　休止する事業の区分
電波法第三十八条の二の二第一項第二号及び第三号に掲げる事業
三　技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を休止する事務所の所在地
三重県松阪市桂瀬町七一八番地一
三重県度会郡度会町大野木三五七一番地二
四　技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を休止する期間
令和六年九月三十日から令和八年九月三十日まで

○文化庁告示第十一号

著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）附則第三条第四項の規定に基づき、同法による改正後の著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百四条の二十三第一項の規定の例により、令和八年二月二十七日に補償金管理業務規程を認可したので、同条第三項の規定の例により告示する。

令和八年三月二十五日

文化庁長官　都倉　俊一

○農林水産省告示第四百二十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年三月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Allium cepa L.	TMC-1	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38310号 令和７年12月５日
Clematis L.	風和里（ふうわり）	有限会社はなせきぐち 群馬県前橋市北代田町497番地	第38188号 令和７年９月22日
Dahlia Cav.	Dodahypcaco	Dummen Group B.V. Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands	第38331号 令和７年12月23日
Gentiana L.	栃木ら5号（とちぎごう）	栃木県 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号	第38311号 令和７年12月８日
〃	いわてEB-5号（ごう）	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	第38223号 令和７年12月17日

Lactuca sativa L.	MULTIRED 187	Nunhems B.V. Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands	第38142号 令和７年８月14日
Oryza sativa L.	なつひめ	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町４番地１	第38298号 令和７年11月21日
Phlox paniculata L.	Kolmatende	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands	第38289号 令和７年11月12日
Rosa L.	ワンダーナイン	早野公春 埼玉県本庄市寿３―５―36	第38312号 令和７年12月８日
Sedum dasyphyllum L.	NH02	朝妻俊明 山梨県北杜市大泉町谷戸2353	第38290号 令和７年11月13日
Solanum tuberosum L.	CP22	カルビーポテト株式会社 北海道帯広市別府町零号31番地４	第38325号 令和７年12月18日
Vaccinium L.	ぐんまB-4号	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号	第38314号 令和７年12月８日
Vitis L.	ARD44	GRAPA GLOBAL LLC 11220 Edison Highway, Bakersfield, California, 93307, USA	第38292号 令和７年11月13日
〃	ARD45	〃	第38293号 令和７年11月13日
〃	ARD46	〃	第38294号 令和７年11月13日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Allium cepa L.	TMC-1	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38310号 令和７年12月５日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Gentiana L.	栃木r5号	栃木県 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号	第38311号 令和７年12月８日	〃	〃
〃	いわてEB-5号	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	第38323号 令和７年12月17日	〃	〃
Lactuca sativa L.	MULTIRED 187	Nunhems B.V. Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands	第38142号 令和７年８月14日	〃	〃
Oryza sativa L.	なつひめ	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町４番地１	第38298号 令和７年11月21日	〃	〃
Solanum tuberosum L.	CP22	カルビーポテト株式会社 北海道帯広市別府町零号31番地４	第38325号 令和７年12月18日	〃	〃
Vaccinium L.	ぐんまB-4号	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号	第38314号 令和７年12月８日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Gentiana L.	栃木r5号	栃木県 栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号	第38311号 令和７年12月８日	栃木県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

〃	いわてEB-5号	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番1号	第38323号 令和7年12月17日	岩手県	〃
Oryza sativa L.	なつひめ	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町4番地1	第38298号 令和7年11月21日	新潟県	〃
Vaccinium L.	ぐんまB-4号	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号	第38314号 令和7年12月8日	群馬県	〃

○防衛省告示第七十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　北陸前沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次連結する線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、〇〇〇メートルまでの間

(ア)　北緯三八度五一分一一秒　東経一四二度二一分四七秒

(イ)　北緯三八度四四分一一秒　東経一四二度三一分四七秒

(ウ)　北緯三八度二一分一一秒　東経一四二度〇九分四七秒

(エ)　北緯三八度二八分一一秒　東経一四一度五九分四七秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　足摺岬沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次連結する線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度三八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(ウ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(エ)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(オ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間、〇九〇〇から一六三〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　遠州灘の次の(ア)から(オ)までの五点を順次連結する線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、〇〇〇メートルまでの間

(ア)　北緯三四度一一分三二秒　東経一三七度〇五分一〇秒

(イ)　北緯三四度一二分五五秒　東経一三七度二二分二六秒

(ウ)　北緯三四度〇三分四六秒　東経一三七度四一分一五秒

(エ)　北緯三三度五六分五〇秒　東経一三七度四五分三七秒

(オ)　北緯三三度五〇分二四秒　東経一三七度一〇分二八秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月一日から同年五月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機五機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月三十日及び同月三十一日（予備、同年四月一日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年三月三十日及び同月三十一日（予備、同年四月一日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十六号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、厚木飛行場に係る第一種区域及び第二種区域を次のとおり指定し、並びに同飛行場に係る第一種区域、第二種区域（同法附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域を含む。第三号において同じ。）及び第三種区域（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）附則第三項の規定により第三種区域とみなされた区域を含む。第三号において同じ。）の指定を次のとおり解除することとしたので、同令第十九条の規定により、告示する。ただし、これらの区域の指定及び指定の解除については、令和九年十月一日から適用する。

令和八年三月二十五日

防衛大臣　小泉進次郎

一　第一種区域として指定する区域

イ　次に示す区域

大和市南林間一丁目、南林間四丁目、西鶴間一丁目、西鶴間二丁目、西鶴間三丁目、西鶴間四丁目、西鶴間五丁目、西鶴間六丁目、下草柳、桜森一丁目、上草柳一丁目、上草柳二丁目、上草柳三丁目、上草柳四丁目、上草柳五丁目、上草柳六丁目、上草柳七丁目、上草柳八丁目、上草柳九丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、草柳一丁目、草柳二丁目、草柳三丁目、柳橋三丁目、柳橋四丁目、柳橋五丁目、福田一丁目、福田二丁目、福田五丁目、福田六丁目、福田七丁目、福田八丁目、代官一丁目、代官二丁目、代官三丁目及び代官四丁目

綾瀬市上土棚中一丁目、上土棚中二丁目、上土棚中三丁目、上土棚北一丁目、上土棚北二丁目、上土棚北三丁目、上土棚北四丁目、上土棚北五丁目、深谷中九丁目、深谷南四丁目、深谷南五丁目、本蓼川、蓼川一丁目、蓼川二丁目及び蓼川三丁目

ロ　次に示す区域のうち南関東防衛局及び座間防衛事務所に備えて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第一種区域として示す部分

藤沢市長後

大和市南林間二丁目、南林間五丁目、南林間六丁目、林間一丁目、林間二丁目、鶴間一丁目、鶴間二丁目、鶴間八丁目、上草柳、桜森二丁目、桜森三丁目、深見西三丁目、深見西五丁目、深見西七丁目、中央七丁目、柳橋一丁目、柳橋二丁目、福田四丁目、福田、渋谷三丁目及び渋谷四丁目

綾瀬市上土棚中四丁目、上土棚中五丁目、上土棚中六丁目、上土棚中七丁目、上土棚南一丁目、上土棚南二丁目、深谷中七丁目、深谷中八丁目、深谷南三丁目、深谷上八丁目、落合南四丁目、落合南九丁目、大上七丁目、大上九丁目及び蓼川

二　第二種区域として指定する区域

次に示す区域のうち南関東防衛局及び座間防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に厚木飛行場に係る第二種区域として示す部分

大和市柳橋五丁目

三　第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域

昭和五十四年防衛施設庁告示第十八号（厚木飛行場に係る第一種区域を指定した件）、昭和五十六年防衛施設庁告示第十九号（厚木飛行場に係る第一種区域及び第二種区域を指定した件）、昭和五十九年防衛施設庁告示第九号（厚木飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件）、昭和六十一年防衛施設庁告示第九号（厚木飛行場に係る第一種区域を指定した件）及び平成十八年防衛施設庁告示第一号（厚木飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域を指定した件）において第一種区域、第二種区域及び第三種区域として指定した旨を告示した区域

備考　右に掲げる区域は、令和八年三月二十五日における行政区画によって表示されたものとする。

国会事項

衆議院

質問書転送

三月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問主意書

参議院

議案付託

三月二十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

総務委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

外交防衛委員会に付託

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一号）

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

財政金融委員会に付託

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

文教科学委員会に付託

農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案（閣法第一一号）

日本中央競馬会法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

農林水産委員会に付託

質問主意書転送

三月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准等に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第一七号）

陸上自衛隊健軍駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一八号）

議決通知

三月二十三日本院は、人事官に菅原晶子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公正取引委員会委員に若林亜理砂及び矢尾和子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、国家公安委員会委員に佐古和惠を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、サイバー通信情報監理委員会委員長に近藤宏子を、同委員に新井悠、田邊國昭、上沼紫野及び福田健介を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭、石川千晶及び大江裕幸を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野及び浅田統一郎を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、労働保険審査会委員に飯島淳子及び永野仁美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨及び井深陽子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、社会保険審査会委員長に髙橋謙を、同委員に鈴木ひろみを任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、運輸審議会委員に二村真理子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

また、同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美を任命することに同意した旨内閣に通知した。

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗はアメリカ合衆国へ出張のところ三月二十一日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　林　芳正

外務大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○経済産業大臣臨時代理解職

同　城内　実

経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　城内　実

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上三月二十一日）

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　金谷　和彦
願に依り本官並びに兼官を免ずる（三月二十二日）

公正取引委員会

（経済取引局総務課企画室長）内閣府事務官　寺西　直子
官房付に配置換する（三月二十三日）

厚生労働省

社会保険審査会委員長に任命する　髙橋　譲
中央社会保険医療協議会公益委員に任命する　菅原　琢磨
労働保険審査会委員に任命する（以上三月二十四日）　永野　仁美

最高裁判所

水戸家庭裁判所判事・水戸簡易裁判所判事　前田　巌
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　松田　俊哉
水戸家庭裁判所判事に補する
水戸家庭裁判所長を命ずる
水戸簡易裁判所判事に補する
富山地方裁判所判事兼富山家庭裁判所判事・富山簡易裁判所判事　中山　大行
名古屋高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
名古屋簡易裁判所判事に補する
横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事　高取真理子
富山地方裁判所判事に補する
富山地方裁判所長を命ずる
兼ねて富山家庭裁判所判事に補する
富山家庭裁判所長を命ずる
富山簡易裁判所判事に補する
富山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する
者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　田中　孝一
横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する
福岡高等裁判所判事・宮崎簡易裁判所判事　平島　正道
福岡高等裁判所宮崎支部勤務を免ずる
部の事務を総括する者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
同　小田島靖人
福岡高等裁判所宮崎支部長を命ずる
熊本地方裁判所判事兼熊本家庭裁判所判事・熊本簡易裁判所判事　中田　幹人
福岡高等裁判所判事に補する
福岡高等裁判所宮崎支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
宮崎簡易裁判所判事に補する
福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事・福岡簡易裁判所判事　今泉　裕登
熊本地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて熊本家庭裁判所判事に補する
熊本簡易裁判所判事に補する（以上三月十八日）

○定年退官

高等裁判所長官遠藤邦彦は三月十七日限り定年退官

判事兼簡易裁判所判事家令和典は三月十七日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

公　告

諸　事　項

登録政治資金監査人登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年三月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏　名
六三八八	八、二、一三	柴田　翔吾
六三八九	八、二、一三	籔内　正樹
六三九〇	八、二、二七	澁谷　修平
六三九一	八、二、二七	柄澤　将文
六三九二	八、二、二七	加藤　徹朗
六三九三	八、二、二七	牧　一行
六三九四	八、二、二七	横山　春紀
六三九五	八、二、二七	米満　まり
六三九六	八、二、二七	加藤　力

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和八年三月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一〇四七	宮木　康之	八、二、二七	本人からの申請
一一六二	臼井　康雄	八、二、二七	本人からの申請
一九六一	青木　照和	七、一二、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二三七五	中津　良憲	八、二、一三	本人からの申請
二五九七	富永　純二	八、二、二七	本人からの申請
四四〇一	山下清兵衛	七、一二、七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３００５号
大阪市鶴見区今津中５丁目１番20号
清算株式会社　東都株式会社
代表清算人　戸川　孝雄
１　決定年月日　令和８年３月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３００６号
大阪市鶴見区今津中５丁目１番20号
清算株式会社　株式会社テクノ東都
代表清算人　戸川　孝雄
１　決定年月日　令和８年３月11日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３００８号

大阪府東大阪市池之端町８番18号
清算株式会社　アイティ株式会社
代表清算人　池端　　一

1　決定年月日　令和８年３月12日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

企業年金基金変更公告

ジェイティーピー企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．新事務所の所在地　東京都港区東新橋一丁目５番２号汐留シティセンター６階

２．旧事務所の所在地　東京都品川区東品川二丁目３番11号

３．変更年月日　令和８年３月16日

令和８年３月25日

ジェイティーピー企業年金基金

理事長　大八木勢一

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十四日

掲載頁　七十三頁（号外第九十二号）

令和八年三月二十五日

東京都新宿区市谷本村町三番二九号

（甲）株式会社エージェント・インシュアランス・グループ

代表取締役　一戸　敏

熊本市中央区南熊本五丁目一番一号

（乙）株式会社保険ショップエージェント

代表取締役　一戸　敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和八年四月一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　一二五頁（号外第五十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　一二一頁（号外第五十四号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　一二四頁（号外第五十四号）

令和八年三月二十五日

東京都千代田区永田町二丁目一一一

（甲）株式会社越中興産

代表取締役　中山　亮一

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号

（乙）株式会社鳥居坂倶楽部

代表取締役　稲葉　孝史

東京都港区六本木五丁目一二番五号

（丙）株式会社八生社

代表取締役　稲葉　孝史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十六日
掲載頁　七十八頁（号外第十六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月五日
掲載頁　七十三頁（号外第二四四号）

令和八年三月二十五日
愛知県一宮市伝法寺五丁目一五番地六
（甲）ＭＳＤ企業投資Ａ号株式会社
代表取締役　嶋津　真樹
愛知県一宮市伝法寺五丁目一五番地六
（乙）株式会社岐阜タンメンＢＢＣ
代表取締役　嶋津　真樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月十日
掲載頁　九頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月十日
掲載頁　九頁

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十日
掲載頁　九十五頁（号外第四十九号）

令和八年三月二十五日
大阪府摂津市千里丘東一丁目一一番九号
（甲）株式会社ナンノコーポレーション
代表取締役　南野　剛之
大阪府摂津市千里丘東一丁目一一番九号
（乙）株式会社ナンノ
代表取締役　南野　剛之
大阪府摂津市千里丘東一丁目一一番九号
（丙）株式会社ＣＧＴ
代表取締役　南野　剛之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一一九頁（号外第八号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月九日
掲載頁　二頁

令和八年三月二十五日
兵庫県神崎郡神河町上小田八八一番地一四六
（甲）株式会社ＭＥリゾート播磨
代表取締役　正垣　努
福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字小野川原一〇九二番地一一
（乙）株式会社裏磐梯ライジングサンホテル
代表取締役　一ノ本達己

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年四月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十六日
掲載頁　一八五頁（号外第五十三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十六日
掲載頁　一八六頁（号外第五十三号）

令和八年三月二十五日
神戸市北区山田町小部字広苅一八番地
（甲）株式会社西宮モコ
代表取締役　新井　稔史
神戸市北区山田町小部広刈一八番地
（乙）株式会社北神モコ
代表取締役　新井　稔史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む農業用機械製造業及び産業用運搬車両製造業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　宮古毎日新聞
掲載の日付　令和八年二月七日
掲載頁　八頁

令和八年三月二十五日
東京都中央区晴海一丁目八番一二号
（甲）関東農機株式会社
代表取締役　吉岡　昌俊
栃木県小山市大字横倉新田四九三番地
（乙）関東農機株式会社
代表取締役　稲葉　茂房

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一切の事業（但し、乙が保有する不動産である①秋山ビル、②ＦＡＢＲＩＣ渋谷、③ＦＡＢＲＩＣ代々木上原、④ＡＬＬＵＲＥ渋谷、⑤ＡＬＬＵＲＥ西船橋、⑥オークウッドアパートメンツ西新宿、⑦第一東和ビル、及び⑧桜橋ハイムに係る一切の事業、並びに、飯田グループホールディングス株式会社の発行済株式の保有及び運用に係る事業を除きます。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月二十四日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月二十四日
掲載頁　三頁

令和八年三月二十五日
東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ七階
（甲）株式会社バンブーフィールドホールディングス
代表取締役　佐々野泰将
東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ七階
（乙）株式会社バンブーフィールドアセット
代表取締役　佐々野泰将

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により株式会社日能研関東（乙、住所横浜市港北区日吉本町一丁目六番二〇号）の塾事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

会社分割の効力発生日に甲は「株式会社日能研関東」へと、乙は「株式会社ＮＫホールディングス」へと商号を変更する予定であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　神奈川新聞
掲載の日付　令和八年三月十一日
掲載頁　二十三頁

令和八年三月二十五日
横浜市港北区日吉本町一丁目六番二〇号
株式会社日能研関東分割準備会社
代表取締役　小嶋　隆

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の美容室経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月二十五日
掲載頁　三頁

令和八年三月二十五日
福岡市博多区比恵町四番二五号イーストアンサンブル一〇〇一号
（甲）株式会社ＳＡＲＡ
代表取締役　藤林　博行
山口県周南市若宮町二丁目二六番地
（乙）株式会社サラ
代表取締役　小林　治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ユナイテッドプロパティ（北海道苫小牧市日新町一丁目三番三号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　一一四頁（号外第五十四号）

令和八年三月二十五日

北海道苫小牧市日新町一丁目六番六号

谷岡緑化株式会社

代表取締役　谷岡　正道

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社バンブーフィールドホールディングス（住所東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ七階）に対して当社の株式会社バンブーフィールドの発行済株式の保有及び運用に係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社は、この会社分割の効力発生日に商号変更をする予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二十四日

掲載頁　三頁

令和八年三月二十五日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ七階

株式会社バンブーフィールドホールディングス

代表取締役　佐々野泰将

新設分割公告

当社は、新設分割により、株式会社バンブーフィールドアセット（住所東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ七階）に対して当社の一切の事業（但し、株式会社バンブーフィールドの発行済株式、株式会社バンブーフィールドアセットの発行済株式、及び自己株式の保有及び運用に係る事業を除きます。）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

なお、前記括弧内（但し書内）に記載の株式会社バンブーフィールドアセットは新設会社とは別会社であり、当該別会社はこの会社分割の効力発生日に商号変更をする予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二十四日

掲載頁　三頁

令和八年三月二十五日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ七階

株式会社バンブーフィールドホールディングス

代表取締役　佐々野泰将

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日

東京都渋谷区神南一丁目一一番四号ＦＰＧリンクス神南五階

ＯＮＶＩＳＩＯＮ合同会社

代表社員　満居　聖登

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日

東京都墨田区両国二丁目一八番七号

Ａ＆Ａ４合同会社

代表社員　産商ロジスティックス株式会社

職務執行者　宮　毅

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日

東京都渋谷区神山町三〇番七号奥渋レジデンス二〇一

合同会社Ｍｏｔ　Ｃｏｚｙ　Ｓｐａｃｅ

代表社員　松田　展世

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月二十八日であり、組織変更後の商号は株式会社ポタモスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日

神奈川県横須賀市武三丁目二四番六号

ポタモス合同会社

代表社員　片山麻利子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日

静岡県掛川市成滝四九番地の一

エアリス合同会社

代表社員　鈴木　憲吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｒｕｍｏｒとします。

効力発生日は令和八年五月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年四月二十四日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日

京都府京都市左京区田中大堰町一五二番地

メゾンＫＯＹＯ二階　合同会社Ｒｕｍｏｒ

代表社員　齋藤　晴輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日

大阪府堺市西区浜寺船尾町東四丁五三番地一

合同会社サンオルケスタ

代表社員　枚本　尊史

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年三月二十五日

兵庫県三木市志染町井上三四三番地

志染町井上生産森林組合

組合長理事　山内　基行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年四月三十日であり、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日

長崎県佐世保市崎岡町八五三番地五六

合同会社オフィス勝

代表社員　大沼　勝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額三億六千三百七十七万六千四百十円のうち、三億三千八百七十七万六千四百十円を減少して、二千五百万円とすることにいたしました。なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少することにより、最終的な資本金の額を二千五百万円といたします。

効力発生日は令和八年四月三十日であり、株主総会の決議は令和八年三月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二十五日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウンタワー七Ｆ

株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア

代表取締役　神川貴実彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額金二億五千二万五千円につき、金一億五千二万五千円を減少し一億円とすることにいたしました。減少する資本金の額の全部を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終の事業年度はありません。

令和八年三月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＭＣＰ４３株式会社

代表取締役　小野　俊法

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千六十七万五千八百六十円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二十五日

掲載頁　三頁

令和八年三月二十五日

東京都港区新橋五丁目一三番五号新橋ＭＣＶビル九階

Ｂｌｕｅｆｉｅｌｄ　Ｅｎｅｒｇｙ株式会社

代表取締役　島田　孝文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千二百五十九万四千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://familytech.co.jp/pn

令和八年三月二十五日

東京都中央区築地二丁目一一番一〇号ＭＩＳＴＯＴｓｕｋｉｊｉ三〇三

ファミリーテック株式会社

代表取締役　中村　貴一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千三百六十六万五千円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十二日

掲載頁　六十五頁（号外第一九〇号）

令和八年三月二十五日

東京都港区新橋五丁目一番九号銀泉新橋第二ビル八階

ユニファイド・サービス株式会社

代表取締役　宇陀　栄次

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月二十日を効力発生日とするジーベンケミカル株式会社との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十五日

東京都千代田区内神田三丁目二番八号

株式会社ジーベンケミカルホールディングス

代表取締役　髙野　栄子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億八千百二十三万四千六百三十一円減少し〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和八年二月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十五日

大阪府堺市南区美木多上一三八九番地三

株式会社ＨＭＩ

代表取締役　池田　博樹

準備金の額の減少公告

当会社は、三笠電機株式会社、株式会社徳島エムテックを完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加したため、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二日

掲載頁　八十七頁（号外第四十二号）

令和八年三月二十五日

徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南一五五番地一

エムジーホールディング株式会社

代表取締役　三笠　幸子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千九百九十万六千五百七十五円、資本準備金の額を一億四千九百九十万六千五百七十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十七日

掲載頁　一一六頁（号外第五十四号）

令和八年三月二十五日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号

りそな九段ビル五階ＫＳフロア

レコテック株式会社

代表取締役　野崎　衛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十六億二千四百五十三万八千七百二十三円、資本準備金の額を八十六億二千四百五十三万八千七百二十三円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十一日を予定しております。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前のそれぞれの額を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年三月二十五日

東京都千代田区神田美土代町七番地

メディカル・データ・ビジョン株式会社

代表取締役　岩崎　博之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十八億三百四十二万二千九百四十九円、資本準備金の額を四十九億二百四十二万二千八百九十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年三月二十五日

東京都港区六本木六丁目一番二〇号

株式会社ｅｎｉｓｈ

代表取締役　安徳　孝平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二万二千四百三十二円、資本準備金の額を五千二万二千四百三十二円減少し、それぞれ七千三百二十八万円、五千三百二十八万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二十五日

掲載頁　三頁

令和八年三月二十五日

東京都港区六本木七丁目二一番二四号ＴＨＥ・ＭＯＤＵＬＥ・ｒｏｐｐｏｎｇｉ二Ｆ

ｔｈｏｍａｓ株式会社

代表取締役　広瀬　和行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十五日

北海道登別市登別温泉町六〇番地

登別温泉株式会社

代表取締役　栗林　和徳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年三月二十五日

埼玉県富士見市大字下南畑三七六七番地八

株式会社カトー

代表取締役　岡﨑　昌平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年三月二十五日

東京都中央区築地二丁目一五番一九号

株式会社ピーディック

代表取締役　伊藤　毅

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十五日

東京都品川区上大崎一―一五―二二

ナショナル・ベンディング株式会社

代表取締役　藤山雄一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十五日

横浜市中区山下町一五四番地

株式会社横浜大飯店

代表取締役　陳　久美子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十五日

大阪市西区立売堀一丁目一〇番七号

カネヒラ鉄鋼株式会社

代表取締役　土井　泰博

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに致しましたので、公告します。

尚、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二十五日

島根県松江市東朝日町四六〇番地一二

株式会社ビジネスインフォーメイション

ガーヴァン　代表取締役　南野　博

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である菊次理佳子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十五日

長崎県佐世保市大岳台町二五―一四

Catwalk Enterprise International

日本における代表者　菊次理佳子

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月二十七日

掲載頁　五頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月二十八日までに乙にご提出下さい。

令和八年三月二十五日

東京都杉並区宮前四丁目二九番三号

（甲）株式会社ファーネス

代表取締役　伊澤　進祐

名古屋市守山区小幡千代田八番一二号

（乙）株式会社東名技研０．５

代表取締役　貝瀬　和人

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億五千万円減少して二十億四千万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　八十五頁（号外第二三六号）

令和八年三月二十五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＡＡＪ　Ｈ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

取消公告

令和八年二月六日（号外第二十七号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

令和八年三月二十五日

東京都中央区築地四丁目四―一五

（甲）株式会社ＭＩＲＡＩＫＥＮ

代表取締役　小坂田正英

東京都中央区銀座七丁目一三番六号

サガミビル二階

（乙）合同会社医東献

代表社員　小坂田正英

大阪市中央区南船場四丁目一〇番五号

南船場ＳＯＨＯビル七〇二

（丙）合同会社ミラコロ

代表社員　小坂田正英